

○厚生労働省令第三十一号  
 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十三條の七第二項の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
 平成二十年三月十一日  
 児童福祉法施行規則の一部を改正する省令  
 厚生労働大臣 舩添 要一

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。  
 目次中「第三十六條の三」を「第三十六條の二」に、「第三章 児童福祉施設（第三十六條の四―第三十九條）」を「第三章 事業及び施設（第三十六條の三―第三十九條）」に改める。  
 第三十六條の三を削り、第三十六條の二を第三十六條の三とし、第三十六條の次に次の一条及び章名を加える。

第三十六條の二 法第三十三條の七第二項ただし書の規定により、児童相談所長が、縁組の承諾をしようとするときは、次に掲げる事項を具し、都道府県知事に、許可の申請をしなければならぬ。

- 一 養子にしようとする児童の本籍、氏名、年齢及び性別
- 二 養親になろうとする者の本籍、住所、氏名、年齢、性別及び職業
- 三 前号の者の家庭の状況
- 四 縁組を相当とする理由
- 五 第一号及び第二号の者の戸籍謄本
- 六 その他必要と認める事項

2 都道府県知事は、前項の申請を受理したときは、当該縁組が適当であるかどうかを調査して、速やかに、許可の決定を行い、且つ、その旨を書面をもつて通知しなければならない。

第三章 事業及び施設

第五十條の二の表中

第三十六條の二第一項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第三十六條の二第二項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第三十六條の三第二項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長

に改める。

附 則  
 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

を